

報道関係者 各位

平成 25 年 1 月 18 日

【照会先】

労働基準局監督課

課 長 美濃 芳郎

副主任中央労働基準監察監督官

鈴木 伸宏

労働基準局安全衛生部労働衛生課

電離放射線労働者健康対策室

室 長 得津 馨

室長補佐 安井省侍郎

<代表・直通電話>

03(5253)1111(代表)

03(3595)3203(監督課直通)

03(3502)6755(労働衛生課直通)

除染等業務を実施している事業者に対する

監督指導の状況等について

福島県内で除染等業務を実施している事業者に対する監督指導の状況等を取りまとめました。

1 監督指導の状況（速報）

福島労働局では、除染等業務に従事する労働者の労働条件や安全衛生の確保を図るため、管下の労働基準監督署で、これまで242事業者（平成24年12月末日現在）に対して、監督指導を実施しました。

そのうち、108事業者に労働基準法や労働安全衛生法等の関係法令に違反が認められたことから（違反率45%）、是正指導を行いました。

(1) 監督実施件数	242事業者
(2) 違反事業者数	108事業者（違反率45%）
(3) 違反件数	219件

○ 主な違反内容

(1) 労働条件関係	
賃金等の労働条件の明示（労基法第15条関係）	11件
賃金不払（労働基準法第24条）	6件※
労働者名簿の作成（労基法第107条関係）	7件
賃金台帳の作成（労基法第108条関係）	7件
(2) 安全衛生関係	
線量の測定（除染電離則第5条）	8件
事前調査（除染電離則第7条）	34件
退出者の汚染検査（除染電離則第14条）	17件
持出し物品の汚染検査（除染電離則第15条）	12件
保護具の使用（除染電離則第16条）	9件
特別教育の実施（除染電離則第19条）	14件
特殊健康診断の実施（除染電離則第20条）	21件
放射線測定器の備付け（除染電離則第26条）	8件

- ※・内部被ばく測定や特別教育に要した時間分の賃金が不払であったもの：4件
 ・労使協定がないまま賃金控除したもの：2件
 （うち特殊健康診断の受診費用等が本人負担となっていたもの：1件）

（注）速報として取りまとめたものであり、今後、更に整理する予定です。

2 除染等業務を実施している事業者に対する監督指導以外の取組

（1） 特殊勤務手当（除染手当）について

- ① 昨年11月に、福島労働局長から、元請事業者（21社）に対して、除染手当を始め、賃金等の労働条件の書面明示等を確実に実施するよう、雇入通知書のひな形を示し、要請を行っています。
- ② 同じく昨年11月に、環境省と連携し、監督指導の際に、除染手当の不払事案を把握した場合には、福島労働局から福島環境再生事務所に情報提供する取組を始め、これまでに8件の情報提供を行いました。

- (注) 環境省発注の除染等業務では、下請を含め、すべての労働者について、労賃に加え、特殊勤務手当（除染手当）を支払うことが発注条件となっています。

労働基準法では、労働契約上支払うこととされている賃金が不払いの場合には、労働基準法第24条違反（賃金の全額払い違反）で是正を指導することができます。

(2) 除染作業等の放射線障害防止対策について

- ① 「除染電離則」※の内容について、除染を実施する事業者に対する集団指導を実施しました。（平成24年6月から8月、計5回、500人）

※「東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則」

- ② 除染事業者の作業指揮者等に対し、福島労働局が特別教育の学科科目についての講習を実施し、規則の内容の周知を図りました。（平成23年12月から平成24年2月、計9回、1,613人）

- ③ 「除染等業務従事者特別教育テキスト」、測定器の取扱等の特別教育の実技科目の実施を支援する動画及びQ&A集をインターネットホームページで公表するとともに、作業向け、事業者向けのリーフレットを関係事業者に配布しました。

3 今後の監督指導等について

今後とも、除染等業務を実施している事業者に対する監督を行い、労働基準関係法令の違反を把握した場合には、関係事業者を厳しく是正指導していきます。

(参考)

除染電離則の概要について

① 除染等業務従事者の被ばく限度（第3条、第4条）

事業者は、除染等業務従事者（男性の場合）の受ける実効線量を5年間で100ミリシーベルト（mSv）かつ1年間で50mSvを超えないようにしなければなりません。（原発等の放射線業務の被ばくと合算）

② 線量の測定方法（第5条）

【外部被ばく線量】事業者は、平均空間線量率が2.5マイクロシーベルト毎時を超えている場合は、全ての労働者に個人線量計を装着して測定しなければなりません。なお、2.5マイクロシーベルト毎時以下の場合は、代表者に線量計を着用させて測定する方法等も認められます。

【内部被ばく線量】事業者は、高濃度汚染土壌等（50万ベクレル毎キログラムを超える）を取扱い、かつ高濃度粉じん作業（10ミリグラム毎立方メートルを超える）を実施する場合は、ホールボディカウンタによる内部被ばく測定を行わなければなりません。その他の場合は、マスク表面のスクリーニング検査を実施します。

③ 線量の測定結果の記録等（第6条）

事業者は、測定した線量を、3ヶ月、1年、5年ごとの合計ごとに記録し、30年間保存しなければなりません。また、その線量を遅滞なく労働者に知らせなければなりません。

④ 事前調査（第7条）

事業者は、除染等業務を行うときは、あらかじめ除染作業場所の状況、空間線量率、放射能濃度等を調査して、その結果を記録し、労働者にもその概要を明示しなければなりません。

⑤ 退出者や持ち出し物品の汚染検査（第14条、第15条）

事業者は、作業場から除染等業務従事者が退出する際や物品を持ち出す際に、汚染検査を行い、汚染が認められる場合には、十分に洗身したり、物品を持ち出さないようにしなければなりません。

⑥ 保護具（第16条、第17条）

事業者は、高濃度汚染土壌等を取扱い、かつ高濃度粉じん作業を行う場合は、捕集効率95%以上のマスクとタイベックスーツなどを除染等業務従事者に着用させなければなりません。それ以外の場合は、捕集効率80%以上のマスクや、長袖の衣類の着用も認められます。

⑦ 喫煙等の禁止（第18条）

事業者は、原則として、作業場所で除染等業務従事者に喫煙・飲食をさせてはなりません。車内や外気から遮断された休憩場所等を設け、その場所でのみ喫煙・飲食をさせてください。やむを得ず作業場所で喫煙・飲食をさせる場合には、作業中断後約20分を置き、風上となる場所で喫煙・飲食をすることも認められます。

⑧ 除染等業務に係る特別の教育（第19条）

事業者は、労働者を除染等業務に就かせるときは、電離放射線の生体に与える影響、被ばく線量の管理の方法に関する知識等について特別の教育を実施しなければなりません。（学科4時間、実技1時間30分）

⑨ 健康診断（第20条～第25条）

事業者は、除染等業務に常時従事する労働者に対して、雇入れ時、配置替え時、その後6か月に1回、定期的に、特別の健康診断を行わなければなりません。

（詳細は別紙参照）

特殊健康診断費用等の給与からの天引きについて

- 賃金は全額を労働者に支払うことが原則ですが、法令に別段の定めがある場合や、労働者の過半数代表者等と書面による協定を交わしている場合には賃金の一部を控除することが可能です（労働基準法24条）。
- 特殊健康診断の費用等、労働安全衛生法で事業者に実施が義務付けられている事項に関する費用は、当然、事業者がその費用を負担すべきものです。

- 労働基準法（昭和22年法律第49号）（抄）
（賃金の支払）

第二十四条 賃金は、通貨で、直接労働者に、その全額を支払わなければならない。（略）また、法令に別段の定めがある場合又は当該事業場の労働者の過半数で組織する労働組合があるときはその労働組合、労働者の過半数で組織する労働組合がないときは労働者の過半数を代表する者との書面による協定がある場合においては、賃金の一部を控除して支払うことができる。

2 （略）

- 除染作業等に従事する労働者の放射線障害防止のため、「除染電離則」(※)とガイドラインを平成24年1月1日に施行。(※)「東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則」
- 避難指示区域の線引きが変更されることに伴い、生活基盤の復旧、製造業等の事業等が順次開始されることから、これらの業務に従事する労働者の放射線障害防止のため、除染電離則を改正(平成24年7月1日)するとともにガイドラインを改正。

除染電離則の概要

作業場所の空間線量率、土壌等の放射性物質濃度等により以下の①～⑦のうち必要な事項を事業者に対し義務付けている。

- ① 除染等業務従事者の被ばく線量を5年間で100mSvかつ1年間で50mSv以下とすること
(原発等の放射線業務の被ばくと合算)
- ② 適切な線量管理と結果の記録・保存
- ③ 事前調査の実施と作業計画の策定
- ④ 汚染防止のための措置と汚染検査
- ⑤ 必要な保護具
- ⑥ 特別の教育
- ⑦ 健康診断

除染電離則で規制する業務

1 土壌等の除染等の業務、廃棄物収集等業務

- ・ 8県の除染特別地域(避難指示区域)と汚染状況重点調査地域(0.23 μ Sv/時超)で行う除染作業や廃棄物の収集・運搬・保管業務

※1mSV = 1,000 μ Sv (マイクロシーベルト)

2 特定汚染土壌等取扱業務

- ・ 1万Bq/kgを超える汚染土壌等を取り扱う業務(インフラ復旧、営農、営林(主に2.5 μ Sv/時超の地域))

3 特定線量下業務

- ・ 2.5 μ Sv/時を超える場所(概ね避難指示区域内)で行う、1と2以外の業務(測量等、運輸業、屋内産業(製造業等))

除染電離則の適用に関するQ&Aについて

除染電離則の適用でよくある質問は以下のとおりですのでご注意ください。

質問	回答
外部被ばく線量測定について、除染作業従事者 全員 が、線量計を装着して線量を測定し、その値を記録しなければならないのか。	<u>平均空間線量率が2.5マイクロシーベルト毎時（年間5ミリシーベルト相当）を超えている場合には、除染等業務従事者のそれぞれに、個人線量計を着用させて測定しなければなりません。ただし、平均空間線量率が2.5マイクロシーベルト毎時以下の場合</u> は、代表者に線量計を着用させて測定する方法や、空間線量率により被ばく線量を推定する方法によっても差し支えありません。 この場合、代表者の線量等を個々の作業員の被ばく線量として記録することになります。
除染作業員 全員 が、 <u>ホールボディカウンター(WBC)</u> による内部被ばく測定を受けなければならないのか。	内部被ばく線量は、 <u>高濃度汚染土壌等(50万ベクレル毎キログラム)</u> を取扱い、かつ、 <u>高濃度粉じん作業(10ミリグラム毎立方メートル)</u> を行う場合に、WBCによる測定が義務付けられています。その他の場合は、マスク表面のスクリーニング検査等によることが認められています。
除染作業員 全員 が、 <u>タイベックや、捕集効率95%以上の防じんマスク</u> を使用しなければならないのか。	防じんマスクは、 <u>高濃度汚染土壌等(50万ベクレル毎キログラム)</u> を取扱い、かつ、 <u>高濃度粉じん作業(10ミリグラム毎立方メートル)</u> を行う場合に、タイベックを着用し、かつ、捕集効率95%以上の防じんマスクの使用が義務付けられています。その他の場合は、長袖の作業着と捕集効率80%以上の防じんマスクの使用が認められています。
作業期間中の累積被ばく線量の記録を、 <u>直ちに</u> 労働者に知らせなければならないのか。	事業者は、記録した線量を、 <u>遅滞なく</u> 、知らせなければなりません。専用の機械で読み取らなければならない測定器(ガラスバッジ等)の場合は、読み取りに要する期間(1ヶ月程度)の後に通知することも認められます。
作業現場での飲食や喫煙は <u>全面的に</u> 禁止されているのか。	事業者は、原則として、作業場所で除染等業務従事者に喫煙・飲食をさせてはなりません。ただし、現場の状況により、外気が遮断できる場所を確保できない場合は、 <u>①高濃度の汚染土壌等が近くになく、②作業中断後約20分を置き、③作業場所の風上となる場所</u> での喫煙・飲食は認められています。
作業後の汚染検査で <u>汚染限度以下</u> の物品を一般ゴミとして扱ってはいけないのか。	事業者は、作業場から除染等業務従事者が退出する際や物品を持ち出す際に、汚染検査を行い、汚染が認められる場合*には、十分に洗身したり、物品を持ち出さないようにしなければなりません。なお、この汚染限度を下回った物品は、自由に持ち出すことができます。 * $40\text{Bq}/\text{cm}^2$ ($\div 13,000\text{cpm}$)を超える場合が該当します。